

# 長浜教区図書購入積立金規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、教区において、図書購入に必要な資金を確保するための措置について定める。

(積立金)

**第2条** 前条の資金は、長浜教区図書積立金（以下「積立金」という）といい、教区事業費から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(寄付金の採納)

**第3条** 前条のほか、この規定施行の間の第1条に定める事業を指定する寄付金は、すべて積立金に繰り入れるものとする。

(目的以外使用の禁止)

**第4条** 積立金は、この目的以外に使用することができない。

(図書の購入)

**第5条** 購入する図書は、長浜教区教化委員会規則第6条第3項に定める教化本部にて選定し、教務所長が承認する。

(経理)

**第6条** 積立金は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

(積立金の使用)

**第7条** 積立金の一部又は全部を使用するときは、特別会計を設定し又は教区事業費の予算に計上して教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2006年4月27日）から施行する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2020年8月3日）から施行する。